

別表1（第10条関連） 利用料（観光産業共通プラットフォーム利用料）

	国内旅行取扱額	月額利用料（税別）
①	2,000億円以上	1,000,000円
②	500億円以上	350,000円
③	100億円以上	180,000円
④	20億円以上	50,000円
⑤	20億円未満（第1種・第2種）	3,000円
⑥	20億円未満（第3種・旅行者代理業・旅行サービス手配業）	1,000円

※利用料は、別表1のとおりとします。なお、「国内旅行取扱額」とは、当分の間、観光庁「平成31年度主要旅行業者の旅行取扱状況年度総計（速報）」中の「各社別内訳」として報告された「国内旅行取扱額」（2019年4月分から2020年3月分までの速報値の総計額）とします。

なお、報告の対象となっていない旅行者については、直近の旅行業法施行規則第9条の2（取引額の報告）で使用する様式（第6号様式）中の「合計」欄の「取引額」から「自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行者及び自社に所属する旅行者代理業者の取扱いによるものを含む）」のうち「上記以外」の取引額を控除した金額とします（取引額合計から、海外募集型企画旅行の取引額を控除した金額を国内旅行取引額と想定して別表1に当てはめて算出するものとします。）。

※ユーザーが他のユーザー（グループ会社に限り）を含めた利用料の算出および請求を希望する場合は、あらかじめ当会にその旨を申請し、当会の承認を得るものとします。その場合には、当該グループ会社全体を1社とみなし、当会の承認を得た代表となるユーザーが当該グループ会社に係る利用料の全額を一括して支払うものとします。また、その際の利用料は当該グループ会社全体の国内旅行取扱額の合算額で算出します。

※2024年度の請求において、2023年度の利用料から変更が生ずる場合には、本規約第11条1項に定める利用料の請求日（2024年1月末日）までに、ユーザーに通知します。また、2025年度以降の請求においても本規約第11条1項に定める利用料の請求日までに、翌年度利用料をユーザーに通知します。

※国内旅行取扱額が20億円未満の場合は、旅行業登録第1種、第2種、第3種、旅行者代理業及び旅行サービス手配業で利用料を区分して設定しています。